### 特 記 仕 様 書

令和6年度 湖北消組建第9号 工事番号

工事名 湖北地域消防組合(仮称)米原出張所上水道舗装等本復旧工事

米原市西円寺 工事場所

工期 契約締結日の翌日から令和7年3月28日まで

- 第1条 本工事の施工にあたっては、「一般土木工事等共通仕様書(令和6年4 月滋賀県)」(以下「共通仕様書」という。)および「一般土木工事等共通仕 様書付則(令和6年4月滋賀県土木交通部)」(以下「付則」という。)お よび本特記仕様書によるものとする。
- 第2条 共通仕様書ならびに付則において、「滋賀県が発注する土木工事等」は 「湖北地域消防組合が発注する土木工事等」に、「滋賀県建設工事請負契約約 款」は「湖北地域消防組合建設工事請負契約約款」に、「滋賀県建設工事監督 要領」は「長浜市建設工事監督要綱」に、「滋賀県建設工事検査要領」は「長 浜市工事検査規程」に、それぞれ読み替えるものとする。
- 第3条 「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の徹底を図 り、適正な施工体制を確保するため、現場代理人及び主任(監理)技術者と受 注者との直接的な雇用関係の確認を行う。
- 1. 「配置予定技術者等届」を入札後、契約締結までに提出すること。なお現場 代理人および主任(監理)技術者と受注者との直接的な雇用関係を確認できる もの(社会保険、雇用保険の写し等)を添付すること。
- 2. 専任の主任技術者及び監理技術者は、入札執行日以前、3箇月以上の雇用関 係にあること。
- 3. 主任技術者の資格は以下のとおりとする。
- (1) 建設業法(第26条)による主任技術者の資格は、以下のとおりである。
  - 1) 実務経験年数による場合は、経歴書を提出すること。

①大学卒〔指定学科〕 3年以上の実務経験

②高校卒〔指定学科〕

5年以上の実務経験

③ そ の 他

10年以上の実務経験

- 2) 資格等による場合は、資格者証の写しを添付すること。
  - ①建設業法「技術検定」
- 4. 当該工事における現場代理人と主任(監理)技術者を兼ねることができる。
- 5. 現場代理人は、建設業法第7条第1項第2号に定められた技術者(営業所に おける専任の技術者)でないこと。

第4条 湖北地域消防組合の発注する建設工事等における暴力団員等による不 当介入の排除について

(「不当介入に関する通報制度」の徹底について)

- 1. 受注者は、暴力団員等(暴力団の構成員及び暴力団関係者、その他市発注工事等に対して不当介入をしようとするすべての者をいう。)による不当介入 (不当な要求又は業務の妨害)を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うものとする。
- 2. 受注者は前項により通報を行った場合には、速やかにその内容を記載した通報書(別紙様式第1号)により所轄警察署に届け出るとともに、監督職員に報告するものとする。また、受注者は、以上のことについて、下請負人(再委託の協力者を含む)に対して、十分に指導を行うものとする。
- 3. 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けたことが明らかになり、工程等に被害が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- 第5条 主任技術者又は監理技術者を専任すべき工事において専任を要しない 期間。
- 1. 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)については、主任技術者 又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。

なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との 打合せにおいて定める。

2. 約款第30条第1項の規定に基づく完成した旨の通知を受け、監督職員が完成確認した翌日から契約期間満了までの期間については、主任技術者または監理技術者の工事現場への専任を要しない。

なお、日程の都合上、契約工期満了後に検査が行われる場合は、契約工期満 了後の監理技術者等の工事現場への専任を要しない。

- 第6条 本工事の施工にあたっては、環境に与える影響を十分認識し、適切な環境配慮を行うため特記事項を遵守し施工すること。
- 第7条 共通仕様書および付則に対する特記事項は、次のとおりとする。

記

第1編 共 通 編

第1章 総 則

### 1-1-1-3 設計図書の照査等

受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により約款第17条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。

確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとし、監督職員から更に詳細な説明または書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。

なお、受注者は、設計図書の照査を行わないで現場に着手してはならず、該当する事実がない場合でも、設計図書の照査に関する測量結果等の資料を監督職員に提出すること。

### 1-1-1-4 施工計画書

施工計画書の作成にあたっては、「施工計画書作成要領(案)」によるものとするが、下記事項および共通仕様書により別途規定がある場合は、その内容を追記するものとする。

また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合も、同様とする。 ただし、当初請負代金額が250万円未満の工事については、「計画工程表」、 「現場組織表」、「主要資材」、「緊急時の体制及び対応」および「再生資源の 利用の促進と建設副産物の適正処理方法」を提出するものとする。

### 1. (11) 交通管理

受注者は、「施工計画書作成要領(案)」を参考に、必ずダンプトラック等の 過積載防止対策について記載するものとする。

## 2. (14) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法

再生資源利用計画書等の作成について

受注者は、工事を施工する場合において、「土木請負工事必携(令和2年4月近畿地方整備局)、9. 建設副産物適正処理推進要綱、10. 再生資源の利用の促進について」により、再生資源利用計画書等を作成し監督職員に提出するものとする。

なお、計画書は施工計画書に含めて提出するものとする。

### 1-1-1-5 コリンズ (CORINS) への登録

受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報システム(コリンズ)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をコリンズから監督職員にメール送信し、監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜

日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。

登録対象は、工事請負代金額500万円以上の全ての工事とし、受注・変更・ 完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。

なお、変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事 請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」はコリンズ登録時に監督職員にメール送信される。

なお、変更時と工事完成時の間が10日間(土曜日、日曜日、祝日等を除く) に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できる。

### 1-1-1-8 工事の着手

受注者は、特記事項に定めのある場合を除き、特別な事情がない限り、契約書に定める工事始期日以降30日以内に工事着手しなければならない。

### 1-1-1-9 工事の下請負

共通仕様書において、「滋賀県の工事指名競争参加資格者である場合には」と あるのは「湖北地域消防組合の建設工事競争入札参加資格者である場合には」と 読み替えるものとする。

### 1-1-1-18 建設副産物

1. 建設発生土の利用について

本工事に使用する埋戻し材については、現場発生土を使用する。

使用するには品質が適正なものであるか確認し、監督職員と協議のうえ使用するものとする。

なお、工事着手前に再生資源利用計画書を作成し、完成時に計画の実施状況 を監督職員に指定様式で報告すること。

### 2. 建設発生土の処分について

建設発生土の処分については、以下のとおりとする。

本工事の建設発生土の一部は、下記の箇所に運搬するものとし、受入条件は下記のとおりとする。

これにより難い場合が生じたときは監督職員と協議するものとし、設計変 更の対象とする。

- (1) 受入場所 湖北地域消防組合(仮称)米原消防署庁舎整備地周辺
- (2) 運搬距離 受入地までの運搬距離は、L=0.3kmとする。
- (3) その他

詳細な搬入箇所については、監督職員の指示によること。

なお、発生土調書、数量調書、運搬経路図、追跡写真及び整形後等の写真 を監督職員に提出すること。

### 3. 建設廃棄物の処分について

工事着手時に再生資源利用計画書を作成し、完成時に計画の実施状況を監督職員に指定様式等で報告すること。

### 【建設副産物適正処理推進要綱】

### (1) 再資源化施設への搬入

本工事から発生するアスファルトコンクリート塊、最寄りの再資源化施設に搬入するものとする。

### (再資源化への適切な措置)

再資源化等をする施設の名称及び所在地

廃棄物の種類	施設の名称	所在地	受入時間
アスファルトコンクリート塊	湖北総合開発㈱	彦根市甲田町	8~17時
アスファルト切削殻			

上表については、積算上の条件明示であり、再資源化施設を指定するものではない。

なお、受注者の想定する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。

ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項について はこの限りではない。

なお、建設廃棄物の処理にあたっては現場(作業所)に廃棄物処理責任者(支 店には廃棄物処理総括責任者)を定めるとともに、下記の書類を添付すること。

- イ. 産業廃棄物処理委託契約書の写し
- ロ. 産業廃棄物処理業許可証の写し
- ハ. 再資源化施設への経路地図及び施設の写真
- 二. 再生資源利用〔促進〕計画書(実施書)

また、運搬車両毎にマニフェスト(積荷目録)を発行し、搬出完了後はマニフェスト(D表)の写しを提出すること。

### (2) 再資源化施設への搬入車両

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」改正に伴い、産業廃棄物 収集運搬車に係る標示及び書面備え付けが義務づけられたことにより、別 紙のとおり対応し、運搬車両毎に写真撮影を行い、監督職員に提出するもの とする。

### 4. 特定建設資材の分別解体等・再資源化等への適切な措置

受注者は、工事に使用する特定建設資材および工事に伴い排出する特定建設資材廃棄物については、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年度法律第104号)および「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年度法律第137号)を遵守し、分別解体等および再資源化等を実施するものとする。

### • 特定建設資材

117 = 12 12 111	
コンクリート	現場打ちコンクリート(無筋コンクリート、鉄筋
	コンクリート、PCコンクリート、鉄骨鉄筋コン
	クリート等)、無筋コンクリート二次製品
鉄およびコンクリートか	有筋のコンクリート二次製品(鉄筋コンクリー
ら成る建設資材	ト二次製品、PCコンクリート二次製品、鉄筋コ
	ンクリート二次製品、鉄骨鉄筋コンクリート二次
	製品)
アスファルトコンクリー	アスファルト混合物
<b> </b> -	
木材	木材製品

### • 特定建設資材廃棄物

コンクリート塊
アスファルトコンクリート塊
アスファルト切削殻
建設発生木材

### (1) 対象建設工事の請負契約に係る書面の記載

受注者は別に定める様式に分別解体等の方法および解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称および所在地、再資源化等に要する費用を記載し、契約までに監督職員に説明を行い、同意を得ること。

(2) 受注者は再資源化等が完了した年月日および再資源化等をした施設の名 称および所在地、再資源化等に要した費用等を再資源化等報告書に記載し、 監督職員に提出すること。

### 5. 舗装の切断作業に伴う泥水の処理について

舗装切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された排水については、 適正に処理するものとし、必要と認められる経費については監督職員と協議 の上、設計変更の対象とする。

なお、受注者は、排水の処理に係る産業廃棄物管理票(マニフェスト)について、監督職員から請求があった場合は提示しなければならない。

### 6. 建設副産物情報交換システムについて

本工事は、建設副産物情報交換システム(COBRIS)の登録対象工事であり、受注者は施工計画書作成時、工事完了時および登録情報の変更が生じた際は、速やかに当該システムのデータ入力または更新を行うこと。

また、受注者は、COBRISにより出力した再生資源利用 [促進] 計画書 (実施書) を監督職員に提出するものとする。

### 7. 建設副産物情報交換システムについて

本工事は、建設副産物情報交換システム (COBRIS) の登録対象工事であり、受注 者は施工計画書作成時、工事完了時および登録情報の変更が生じた際は、速やかに当該シ ステムのデータ入力または更新を行うこと。

また、受注者は、COBRISにより出力した再生資源利用 [促進] 計画書 (実施書) を監督職員に提出するものとする。

### (再生資源利用計画)

受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

### (再生資源利用促進計画)

受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に 掲げなければならない

### 1-1-1-26 工事中の安全確保

(安全訓練等)

(1) 安全・訓練等の実施

本工事の施工に際し、現場に即した安全・訓練等について、下記の項目から実施内容を選択し安全・訓練等を実施するものとする。

- 1. 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
- 2. 当該工事内容等の周知徹底
- 3. 工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底
- 4. 当該工事における災害対策訓練
- 5. 当該工事現場で予想される事故対策
- 6. その他、安全・訓練等として必要な事項

### (2) 安全・訓練等に関する施工計画の作成

受注者は、工事の内容に応じた安全教育及び安全訓練等の具体的な計画を作成し、施工計画書に記載して、監督職員に提出しなければならない。

### (3) 安全・訓練等の実施状況報告

受注者は、安全教育及び安全訓練等の実施状況について、ビデオ等又は工事報告等に記録した資料を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は直ちに提示するものとする。

### 1-1-1-30 環境対策

(低騒音型・超低騒音型の使用)

① 本工事箇所は、特に生活環境を保全する必要がある地域であるので、施工にあたっては、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程(国土交通省告示、平成13年4月9日改正)に基づき指定された建設機械を使用すること。

② 本工事において表1-1-1に示す一般工事用建設機械を使用する場合 は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成17年法律第5 1号) |に基づく技術基準に適合する機械、または、「排出ガス対策型建設 機械指定要領(平成3年10月8日付建設省経機発第249号)」、「排出 ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程(平成18年3月17日付け 国土交通省告示第348号)」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指 定要領(平成18年3月17日付国総施第215号)」に基づき指定された 排出ガス対策型建設機械を使用しなければならない。

ただし、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化 装置の開発」、またはこれと同等の開発目的で実施された民間開発建設技術 の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査照明事業により評価された排 出ガス浄化装置を装着した建設機械についても、排出ガス対策型建設機械 と同等と見なすことができる。

ただし、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

排出ガス対策型建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場におい て使用する建設機械の写真撮影を行い、監督職員に提出するものとする。

### 備 ディーゼルエンジン (エンジン出力 一般工事用建設機械

- ・バックホウ
- トラクターショベル(車輪式)
- ・ブルドーザ
- 発動発電機 (可搬式)
- 空気圧縮機 (可搬式)
- ・油圧ユニット(以下に示す基礎工事 用機械のうち、ベースマシーンとは別 に、独立したディーゼルエンジン駆動 の油圧ユニットを搭載しているもの; 油圧ハンマ、バイブロハンマ、油圧式 鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引 抜機、アースオーガ、オールケーシン グ掘削機、リバースサーキュレーショ ンドリル、アースドリル、地下連続壁 施工機、全回転型オールケーシング掘 削機)
- ・ロードローラ、タイヤローラー、振 動ローラー
- ・ホイルクレーン

7.5kW以上 260 kW以下)を搭載した 建設機械に限る。

ただし、道路運送車両の保安基準に 排出ガス基準が定められている自動 車で、有効な自動車検査証の交付を受 けているものは除く。

- ・オフロード法の基準適合表示が付されているものまたは特定特殊自動車確 認証の交付を受けているもの
- ・排出ガス対策型建設機械として指定を受けたもの

### 1-1-1-32 交通安全管理

### (安全対策費)

安全対策については、交通誘導員を計上しているが、道路管理者及び所轄警察署との打合せの結果により変更等が生じた場合は設計図書に関しては監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

また、条件変更及び受注者にて特に必要と認めた場合は、その対策等について設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

### (安全施設類)

標識類、防護柵等の安全施設類については、現場条件に応じて設置する他、道路管理者及び所轄警察署並びに地元自治会と打合せを行い実施するものとする。

道路保安施設設置基準(案)以上の保安施設類が必要な場合、設計図書に関して協議するものとし、設計変更の対象とする。

### (交通誘導員の有資格)

交通誘導員については、下表のとおり計上しているが、道路管理者及び所轄警察署の打合せ結果又は、条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

なお、交通誘導員AおよびBとは、公共工事設計労務単価に定める職種の定義による。

配置場所	交通規制 対象工種	交通誘導員	編成	昼夜	交替要員 の有無
西円寺国道線	通行止	3名/日	交通誘導員 B:3名	昼間	無
ニレ前田線	通行止	2名/日	交通誘導員 B:2名	昼間	無
国道21号	片側交互通行	3名/日	交通誘導員 B:2名 A:1名	昼間	無

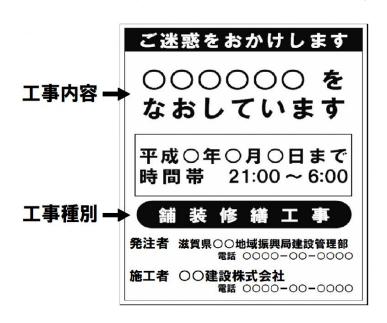
### (交通安全法令の遵守)

受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者および所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線および道路標示に関する命令(平成26年5月26日改正 内閣府・国土交通省令第1号)、工事現場における標示施設等の設置基準(平成26年10月1日一部改訂版滋賀県土木交通部)、道路工事保安施設設置基準(案)(建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月)に基づき、安全対策を講じなければならない。

### (工事現場における標示施設等)

受注者は、工事現場における標示施設等の設置基準(平成26年10月1日一部改訂版滋賀県土木交通部)に基づき、標示施設および防護施設の設置および管理をおこなわなければならない。

受注者は、工事標示板等の製作にあたって事前に「工事種別」および「工事内容」について監督職員の確認を受けなければならない。



1-1-1-40 保険の付保及び事故の補償 (法定外の労災保険の付保)

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

第2編 材料編

第1章 一般事項

付則 第1節 適用

(再生資材の利用)

受注者は、下表のとおり再生資材を使用するものとする。

ただし、再生資材製造工場の都合等により下記の再生資材の使用が困難な場合については、設計図書に関し監督職員と協議するものとする。

資源名	規格	用途	備考
再生瀝青安定処理材	瀝青安定処理材(25)	上層路盤	
再生粗粒アスファルト混合物	粗粒度アスファルト (20)	基層	
再生密粒アスファルト混合物	密粒度アスファルト (20)	表層	

受注者は、再生資材を使用する場合は、以下により品質が適正なものであるか確認のうえ使用するものとする。

1. 上記再生資材を路盤材または舗装材として使用する場合の品質等は「舗装再生便覧」によるものとし、品質管理試験は、別表のとおりとする。

2. 再生骨材は、木屑、紙、プラスチック、れんが等の混入物を有害量含んではならない。

### [別表]

工 種	種別	必要 項目	試 験 項 目	試験頻度
			アスファルト抽出後の骨材粒度	
アスファルト	材料		旧アスファルト含有量	
再生骨材	171 177		旧アスファルト針入度	
			骨材の微粒分量試験	
			動粘度	
再生用添加剤			引火点	
(アスファルト系	<b>十十</b> 本门		薄膜加熱後の粘度比	
及び	材料		薄膜加熱質量変化率	
石油潤滑油系)			密度	*************************************
			組成分析	舗装再生便 覧による
			針入度	見による
			軟化点	
			伸度	
			トルエン可溶分	
再生アスファルト	材料		引火点	
			薄膜加熱質量変化率	
			薄膜加熱針入度残留率	
			蒸発後の針入度比	
			密度	

受注者は、必要項目の選定および頻度にあたっては監督職員と協議することとする。

なお、アスファルト混合物事前審査委員会の事前審査で認定された再生加熱合材を使用する場合は、付則第2編1-2-8-1一般瀝青材料の規定によることとする。

### 第3編 土木工事共通編

第1章 総 則

### 第1節 総 則

### 3-1-1-16 創意工夫

当初請負代金額が250万円以上の工事について、工事成績評定においての高度技術、創意工夫又は地域社会への貢献(以下「創意工夫等」という)に対する評価は、施工計画書にそのことが記載され、または事前に受注者から自主的に創意工夫等にかかる資料が監督職員あて提出され、それらの項目が創意工夫等に該当すると判断し、施工等に反映されていた場合に評価するものとし、実施前に施工計画書に記載または資料等の提出がなされていない場合は評価しないものとする。

### (その他の特記事項)

### 1. 損害賠償

工事施工に伴い、通常発生する物件等の破損の補修費及び騒音・振動・濁水・ 交通障害等による事業損失に係る補償は、受注者の負担において行うものと する。

### 2. 土曜閉庁における作業について

受注者は、工事実施の都合上、土曜日等に作業を行う場合は、共通仕様書第 1編(1-1-1-36)によるものとする。

### 3. 資源の使用抑制について

本工事における工事用重機・車両等の使用にあたっては、アイドリングストップや効率的な運転を行い、省エネルギーに取り組むこと。

### 4. 配置技術者

(舗装施工管理技術者)

- (1) 受注者は、1級または2級の舗装施工管理技術者を配置するものとする。
- (2)舗装施工管理技術者は、受注者と直接的な雇用関係にあること。 また、その関係が確認できる資料(健康保険証の写し等)を現場代理 人等届に添付して提出すること。
- (3)舗装施工管理技術者は、舗装工事(舗装工)の現場作業時において、 工事現場に専任し、施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。 ただし、舗装工事の現場作業が行われていない期間は、工事打合簿等 の書面により、その期間を発注者に対し明確にすることで、工事現場へ の専任を必要としないことができる。

### 5. 写真管理項目

タックコートおよびプライムコートの施工は舗設後不可視となるため、対象工区全域の散布状況が確認できる写真を提出すること。

### 6. 路盤面の品質確保

プライムコートの施工後、剥離等により路盤面の安定が保てない状況が想定される場合は、砂の散布を行うなど品質確保に努めること。

### 7. 現場密度管理

車道部の路盤工において、現場条件により歩道用機械を使用する場合でも、 車道部の現場密度を確保すること。

### 8. その他

その他、本仕様書に記載なき事項については、監督職員の指示によること。

様式1	冉	生資源和	川計画書	<b>一</b> 刻	建設資本	7搬人工事	用一	※網掛け習 加盟団体名 注2		(LTXT	さい。その	他の部分につい	これ、可能な	表面	
1.工事概	要	₩ C			Ī	発注担当者チェック欄		請負会社名				頭負会社コー	-F*2 fd3:	<b>1X IBI</b> 年月日 R. 年	
				条注機関コー	F#1	担当者		総放業許可 または 紹体工事重要額		大臣 知事		号		責任者	
発 注 機 関	8			M.A.T. SHARLES	ТШ	TEL (	)	会社所在地				TEL (	)	<b>東記入者</b>	
工事名	3					工事類別コー	F#2 請負金額	千百十 千百十 億億億万万万	万 1万円未満四捨五入 0,000 円 (税込み	特定確認資材度 千 計 十 (位 万 万 万 万		五入	百 + 万 万 万 千 百 十 一	I [	地上 階
工事施工場	所	都道府明				住所コード+4	工期	令和     年       令和     年	月 日から 月 日まで	再資源	0,000 円 (投) 化等の完了年月日	延床面積	m m 1.鉄骨鉄筋コンクリート		地下 階
工事概要	等		*		施工条件のF (再生資源の: 用に関する特 事項等)	利				建築-解体	年月日	(数字にOをつける) 使 途 (数字にOをつける)	4.コンクリートブロック法 1.居住専用 4.店舗 7.学校	5.不道 2.居住産業併用 5.工場、作業所 8.病院診療所	6.その他 3.事務所 6.倉庫 9.その他
2.建設資	【材利用	計画	· *±·¬—К∗5	~91十下記	増めのコード	表より数字を選んで	ください。					※解体工事について	は、建築面積を御記入	いただかなくても結構	
	建設	資 材 (新材を含	含む全体の利用状況)	318. I BL		、再生資材の利用			(再生資材を利		こ記入してくださ	(I)			再生資源
分 類	小分類 コード*5	規格 主	は利用用途 利 用 量(A) 小数点第三位ま			再生資材利用量(B) 小数点第三位まで	再生資	<b>経源の供給元施</b> 認	と、工事等の名称	供給元 新種類 コード*8	内容	再生資材の供給を	元場所住所	住所コード •4	利用率 B/A×100
コンケリー				トン		トン								-1111	-
		會計		トン		F 2								11111	71 (6
特及び数から				トン		トントン	-			+					
定 成る建設資		h 화		トン		トシ								11111	
設木材資				トン		トン	-			$\dagger$					
材		à 8t		トン		トン								71111	-
アスファルI ・コンクリート				トン		トン									
		à àt		トン		トン **** 3				+				11111	+
土砂				締めm <sup>3</sup> 締めm <sup>3</sup>	- 0	締めm³ 締めm³									
7A T		à 1t		缝的m <sup>3</sup>		勝めm³								TITL	
発石				m³ m³		m <sup>3</sup>									
の 世代に対		8 81		m³		m³	-			+ = +				THE	1
O .	18			トン		12									T. V
設		숨 計		トン	i de la companya de l	トン				+				11111	ndu —
資石費ポー	-			トン		トン				1 1					
		合 計		トン		トン								11111	
その他の 建設資本				トン	<u> </u>	トントン	+								
жахэсү		合 計		トン		トン				$\vdash$					
5.79年から、10年の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の	ングトーナンでは、 (Co.ので、大学で、大学で、大学で、大学で、大学で、大学で、大学で、大学で、大学で、大学	生村) (7)コース-スースースースースースースースースースースースースースースースースースー	D新材(採取土、購入土) 3.鉱さい 4.単	ユース品) 品(その他再5 ル ・ 4.第四郡 8.建設デ		3 上層砂壁(数 5 その他と 1 選別が体へ 2.3 4 構造がか成用 7 ほ場を 6 ではませい。 6 ではませい。 7 には場合の 6 ではませい。 6 ではませい。 7 にはいるできた。 7 にはいるできた。 7 にはいるできた。 7 にはいるできた。 7 にはいるできた。 1 にはいるできた。 1 にはいるできた。 1 にない。 1 にない。	2.名曆 4.参通 4.参通 2. 数地内 6. 第二 6. 8. 第二 6. 8. 8. 8. 8. 8. 8. 8. 8. 8. 8. 8. 8. 8.	1. アスフ 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1.	7	2.再生木質 2. 4 4 4 2理路聲材 8 2 2 2 4 4 6 8 2 8 2 8 4 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8	ボード 2.再生密粒度アスコ 3.再生開粒度アスコ 3.その他 3.第三種種類	発生土	一年 7年	CAの指示あり 用の指示なし	
その他の課題	資材につい												表面に	も御記入くだる	Z()

### 再生資源利用促進計画書 一建設副産物搬出工事用一 様式2

※網掛け部分は必ず記入してください。その他の部分については、可能な限り記入してください。

1. 工事概要 表面(様式1)に必ずご記入下さい

建築工事において、解体と新築工事を一体的に施工する場合は、解体分と新築分の数量を区分し、それぞれ別に様式を作成して下さい。 複数年度にまたがる工事については、年度毎に作成してください。

裏面

### 2.建設副產物搬出計画

設副産物	(C) 20 / I E	- 19	現場	内利用·测	英量			現場外搬出に	ついて								再生資源
の種類	①発生量	現	場内利	用用	*	或量 化	145 11 11 45 77				_	-	搬出先	④現場外搬出量		⑤再生資源	促進
場外搬出時 の性状	(掘削等) =②+③+④ 小数点家三位まで	用途 ②	利用量	うち現場内	減量法 コート #11	③減量化量 小與点第三位まで	搬 出 先 名 称  2ヶ所まで記入できます。3ヶ所以上に わたる時は、用紙を変えて下さい。	医分 施工条件の 内容 どちらかに○を コード*12	搬出先場所住所	住所コーI	F	主 一	の種類 コート +13	小数点第三位まで	うち逍遥内 改良分 小数な第三位まで	利用促進量	<u> 2+3+5</u>
コンクリート地							搬出先1	公共 民間					*****	トン	ントン	100.4	
コングリードル	トン		トン	12		T	搬出先2	公共 民間				i kı		トン	را	トン	
建設発生木材A							搬出先1	公共 民間				kı	************	トン		10.25	
校、ボードなど本質を対 が高度限となったもの	トン		トン	トン		T	搬出先2	公共 民間	2011 10 Comp. 1000 100 100 100 100 100 100 100 100 1			kı		トン		トン	-
アスファルト・				150			搬出先1	公共 民間				kı		12	トン	200	
コンクリート塊	トン		トン	トン		1	搬出先2:	公共 民間			ш	kı		トン	(4	12	-
その他がれき器							搬出先1	公共 民間				kı	***************	トン			
7.8.1.1045.57113.5915-5	トン					1	搬出先2	公共 民間	TO AND THE STREET OF THE STREET	$\perp \perp \perp \perp$	44	kı		トン		150	-
建設発生不材料							- 松出先1	公共 民間				kı	******	ارا دا			1
(立木、取相引などが高 単価となった人の)	トン		トン	トン			搬出先2	公共 民間			44	k		ら		152	1
建铅污泥							搬出先1	公共 民間				l k		<u> </u>	ردا ردا		
px / 7 //5	トン		トン	トン		トン	搬出先2	公共 民間				k		トン	1	152	-
金鳳くず			-				搬出先1	公共 民間			11	k	******	トン		333	
E.M. 17	トン	_				1	搬出先2	公共 民間				kı		や		トン	-
廃塩化ビニル							搬出先1	公共 民間				i k	************	<b>レン</b>		12	1
管·超手	<b>لاء</b>	_					搬出先2	公共 民間	110.00022000442010531001121000000000000000000000000000		-	k		<u>(4</u>		- 12	-
廃プラスチック (廃塩化ビニル管・港						1	搬出先1!	公共 民間				k	****	トン			
手を除く	トン	_					搬出先2	公共 民間			4	k		トン		1-2	-
廃石膏ポード							搬出先1	公共 民間				k		ŀΣ		12	
DE-E MILL	トン					1	搬出先2	公共 民間		1111	111	k		り		1 12	1
紐くず							搬出先1	公共 民間!				, k		いし		1-2	
	トン					1	搬出先2	公共 民間			1	ik					+
724"21		1 1			1		搬出先1	公共 民間				k		り		12	
(飛散性)	トン					1	搬出先2「	公共 民間			-	k		(A)		- 62	$\vdash$
その他の分別さ							搬出先1	公共 民間			<del>       </del>	l k	**************			12	J
れた廃棄物	トン	_				1	搬出先2!	公共 民間				k		l lù		- 12	1
その他の分別さ							搬出先1	公共 民間		أسأحية أساسا	. ف ا	11.k	******			دا ا	.]
れた魔果物	トン					1	搬出先2	公共 民間		-	4	i ik			i dada		1
第一種							搬出先1	公共 民間				ļ. k	******	地山m³ 地山m³	地山州		,
建設発生土	地山m		地山m"	地山m³		1	搬出先2	公共 民間		-	111	i i ik			地山の地山の	18mm	-
第二種				100000000			搬出先1	公共 民間				.i.k	******	ppm³		#hillim	,
建設発生土	地山im		地山m³	地山m³	1		搬出先2	公共 民間		-++++		k		地山m <sup>3</sup>	地山田	жшт	+
第三種							搬出先1	公共 民間			<u> </u>	k	************	地山m <sup>3</sup>	#bilim	挑山m	9
建設発生土	地山m <sup>3</sup>		地山m³	地山m	1	1	搬出先2	公共 民間			-	i i k		ibilim <sup>2</sup>	地山西	millier	1
第四種			1				搬出先1	公共 民間			įļ.	. L k		thilim <sup>3</sup>		dib. I	2
建設発生土	地山m³		地山m³i	地山m	1	1	搬出先2	公共 民間				i i k		地山m³	地山西	地址m	1
浚深土以外							搬出先1!	公共 民間				k		地山m³ 地山m³	地山西	地山か	3
の泥土	地山m <sup>2</sup>		地山m <sup>3</sup>	地山m³		1	搬出先2	公共 民間		-1111	1 1				地山西		1
後 漢 土 (建設汚定を除			53420	0.200.5-2-2			搬出先1!	公共 民間			****		*******	<u>地</u> 組m³ 地山m³	地山の		2
C	地山m		地山m <sup>2</sup>	地山m	-	-	搬出先2	公共 民間			111	1 1 1K	m - I	™ willim'	жим	- ASMITT	1
슴 計	48-1-2		Abel 3	Ashada 2	3	1								地山m <sup>3</sup>	#bilim	地山山	3
	地山m		地山m <sup>3</sup> i	地山m				□—F±13 【建設廃棄物6			_			L COUNTY			

1.路盤材 3.埋膜し材 2.要込材 4.その他

注記) ・一般廃棄物は記入しないでください。 ・土壌汚染対策法に基づき処理する土壌は記入しないでください。

1.焼却 3.天日乾燥 2.脱水

ユード#12 施工条件について

1.A指定処分 (発注時に指定されたもの) 2.B指定処分(もしくは準指定処分) (発注時には指定されていないが、 発注後に設計変更し指定処分とされたもの) 3.自由処分

【建設発生土の場合】 8.廃棄物最終処分場(海面処分場) 9.廃棄物最終処分場(内陸処分場)

1.売却 2.他の工事現場(内陸) 3.他の工事現場(海面) ただし、廃棄物最終処分場を除く 4.土質改良ブラント
5.工事予定地・仮置場・ストックヤート

(再利用の目的がある場合)

6.工事予定地・仮置場・ストックヤート (再利用の目的がない場合) 7.採石場·砂利採取跡地等復旧事業 8廃棄物最終処分場(覆土としての受入) 9 廃棄物最終処分場(雇土以外の受入) 10.土捨場・残土処分場

2.他の工事系場 3.広候設定例度による処理 4.中間処理施設 (7スファルト合材ブラル) 5.中間処理施設 (合材ブラル以外の再処理施設) 6.中間処理施設 (一者がサイル) 7.中間処理施設 (単純焼却)

2.他の工事現場

桪	5法	再	生資源	原利用多	に施書 一	建設資本	才搬入工事月	F	掛け部分は必 <sub>  体名 注2</sub>	ず記入して	ください。そ	の他の部分について	ては、可能な		てください。 コ
1	工事概	要				- [	発注担当者チェック欄	-	会社名			27.5 A.M.	I L	表面	<u> </u>
		-					担当者		許可 または		大臣	₩貸会社コ <u>ー</u> 号	1 1	年月日 R 年	月日
1 4	発注機 関名	名			発注機関⊃=	F*1	TEL ( )		工事業登録		台事	TEL (	) —	責任者	
_									. NI 1E AE			FAX (	) 調金	東記入者	
	工事名						工 <u>事種別コード</u> *	3 隋負金額 年 日 十 日 十 日 十 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	キョナ <b>カカカカ</b> 1万円未満 0,000 <sub>円</sub>	(税込み) 億万万	友記金額の35 登費材施業物の再資盈化等 「十 「万万」 (万円未満)	四捨五入	百 + 万 万 万 千 百 土 —	-	地上 階
	工事施工場所	听		都 道府 県	市区町村	140110000000000000000000000000000000000	住所コード#4	工期 令和	年 月 年 月		0,000 円 質源化等の完了年	月日 延床面積			地下 階
	工事概要等	<b>等</b>				施工条件のP (再生資源の利用に関する特 専項等)	[A]	*		令和 起 右	年 月・解体工事のみ に記入して下さい	日 構造 (数字にOをつける) 使途 (数字にOをつける)	1.鉄骨鉄筋コンクリー 4コンクリートプロック造 1.居住専用 4.店舗 7.学校	<ul> <li>・造 2.鉄筋コンリート並 5.木造</li> <li>2.居住産業併用</li> <li>5.工場、作業所</li> <li>8.病院診療所</li> </ul>	5 3.鉄骨造 6.その他 3.事務所 6.倉庫 9.その他
2	建設資	材利用	1 宝施		-	1.7.1.540						※解体工事について		8.制度砂板の いただかなくても結れ	
_							表より数字を選んでくけ		/主生	ターナンローナー	単本につる1 デノ	たたい			再生資源
$\vdash$	- 5		ly-	材を含む全体の			、再生資材の利用状	沈	(再生)		場合に記入してく 元   施工条件				利用率
	分 類	小分類コード*5	規 格	王な利用用途	利 用 量(A) 小数点第三位まで		再生資材利用量(B) 小数点第三位まで	再生資源の供	給元施設、工事等の	名称 種類	頁 内容 *+8 コード*9	再生資材の供給元	場所住所	住所コード *4	B/A×100
	コンクリート				トン		トン								% %
١.		- 1	S 81		トン		トントン								96
特	コンクリート 及び鉄から				トントン		トン							-HH	%
定建			s #f		トン		トン							11111	% 96
設資	木材				トン		トン								96
材	アスファルト	- 1	S 81		トントン		トン			_				11111	96
1	・コンクリート				トン		トン								%
$\vdash$	土砂	1	\$ 81	7	トン 締めm³		トン 締めm³								%
1					締めm³		締めm³								% %
1	碎石		5 8t				締めm³ m³								96
その			s 8t		m²		m³ m³								% %
他の	進化上沙僧				トシ		トン								96
建設	·維手		81	4	トン		トン								%
資材	<b>石膏ボード</b>				FS		トン							-HHH	96 96
M	1		S 81	1	トン		トン								%
П	その他の建設資材				トン		トン								96
L	是以其何	1	s 8t	1	12		12								%
コンコンオーアーは「世界	ドランチュスター いっぱい アンドラン アンドラン アンドラン アンドラン アンドラン アンドラン アンドラン アンドラ アンドラ	(Co再集他製工のでは、100円の次十二円の次十二円の次十二円の次十二円の製工の製工の製工の製工の製工の製工の製工の製工のでは、100円	6. 液深土 10.山砂、山土	コン 3.細 6.ア 8.そ 発生土 3.第 7.土 などの新材(採取	リートニ次製品(リュース品) 防コンリートニ次製品(その他再 粒度アスコン スファルトモルタル の他 三種建設第生土 4.第四 寛改 昆土 8.建設 土、購入土)		コード46 アスファルト 東京 3 大学 6 中 7 大学 7 大学 7 大学 7 大学 7 大学 8 日 1 大学 8 年 2 五 大学 8 年 8 年 7 上 1 直接や地が大 8 年 8 年 8 年 8 年 8 年 8 年 8 年 8 年 8 年 8	層道 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京	コール37 コンガート生こつ(この)では、 1 画真生産の (1) になって、 1 画真生産の (1) になって、 1 画真生産の (1) になって、 1 画真生産の (1) になって、 1 画真性原子 (1) になって、 1 の (1) になって、 2 の (1) になって、 3 によって、 3 によって、 4 によって 4	生音品リス 品の他に 三次製品(守んの他に 三次製品(守んの他に の配の配理の製品(守んの他に の製品(明1-スのの他に の製品(明1-スのので 製品(明1-スのので の製品(明1-スのので の製品(明1-スのので の製品(明1-スのので の製品(明1-スのので の製品(明1-スのので の製品(明1-スのので ので ので ので ので ので ので ので ので ので	は対する。8 その他 2 再生有筋 に 2 再生有筋 に 2 再生 を関連を 2 再年生アンデリ 4 表 を で を で を で で で で で で で で で で で で で で	ととなった。 は設発生土 クリート砂	コード*8 再生類様の共統計 2.他のコエ酸ストリウ・ 6.その他 コード・変性とのい利利 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1.	日の指示あり	
70	不言ボード 化粧石管ボード 他の課設資	ード 一ド	2.シージング右1	6.70	化石膏ボード の他	,			その他の建設資材に(利用量の多い上位	ついて 22品目の再生資料	名称を具体的に記入	してください)	裏面に	も御記入くださ	il.

### 様式4 再生資源利用促進実施書 一建設副産物搬出工事用一 ※網掛け部分は必ず記入してください。その他の部分については、可能な限り記入してください。

1.工事概要 表面(様式1)に必ずご記入下さい

建築工事において、解体と新築工事を一体的に施工する場合は、解体分と新築分の数量を区分し、それぞれ別に様式を作成して下さい。 複数年度にまたがる工事については、年度毎に作成してください。

裏面

### 2.建設副產物搬出実施

設期產物	0 00 4 1		現場	器内利用·温	減量			祖伊林斯山	ついて	現 場 外 搬 出 に つ い て								
の種類	①発生量		現場内和	利用	湯	量化						***************************************				再生資源 促 進		
場外搬出 の性状		用途 コート *10	②利用量 うち現場内 ◆最高第五位まで 改良分		減量法 □-ト *11 ③減量化量 小數点第三位まで		搬 出 先 名 称 2ヶ所まで記入できます。3ヶ所以上に わたる時は、用紙を変えて下さい。	区分 施工条件の 内容 どちらかにOs 付けて下さい コート* * 12	搬出先場所住所	任併コード *4	逐級遊詢 +	a-+	④現場外搬出量 小数点第三位まで	うち現場内 改良分 小教貞第三位まで	⑤再生資源 利用促進量	<u> 2+3+3</u>		
オコンクリート	烛						搬出先1	公共 民間		11111		m	トン	トン				
	15		トン	12			搬出先2!	公共 民間	000///000000000000000000000000000000000			m	ربا دا	- hシ	トン			
建設発生不		1 1					搬出先1	公共 民間				m l	トン					
in. S-PLEAS Submitted			トン	12			搬出先2	公共 民間			1111	m	トン		トン			
アスファルト							搬出先1	公共 民間				m	トン	トン				
コングリート	ットン		トン	トン			搬出先2	公共 民間				m	トン	トン	トン			
その他がれる	. PE		-				搬出先1	公共 民間				m i	トン					
	トン						搬出先2	公共 民間				m l	トン		トン			
建設発生木4位本。単独4など				,			搬出先1	公共 民間				m I	シ					
位本。原理目など: 関係と与ったもの	リントン	A	トン	トン			搬出先2	公共 民間				m	トン		トン			
建股污渍							搬出先1;	公共 民間				m	シ	トン				
	1		トン	トン		トン	搬出先2;	公共 民間				m	トン	トン	トン			
金融くず							搬出先1	公共 民間			1111	m	トン					
	トン						搬出先2!	公共 民間				m	رد <sub>ا</sub>		トン			
廃塩化ビニ							搬出先1	公共 民間				m	い					
管・継手	トン						搬出先2	公共 民間				m	トン		トン			
廃プラスチッ (原塩化ピニル〒	2						搬出先1	公共 民間				m	トン		- 3	0		
手を除く)	ドン						搬出先2	公共 民間			1111	m	トン		トン			
庚石膏ボー	E .						拠出先1	公共 民間			1 1 1 1	m. i	トン					
DE TI MAIN	٧٠ ١٧						搬出先2	公共 民間				m	را		トン	10		
紙くず							搬出先1	公共 民間		11111	1111	m I	トン					
#IL ( 9	1-2				_		搬出先2	公共 民間				m	トン		トン			
アスペプスト			7.5				搬出先1	公共 民間	1 Brown A Tolling Tolling			m	トン					
(飛散性)	ピートン	_			_		搬出先2	: 公共 民間:				m i	トン		トン			
その他の分別	le			_			搬出先1	公共 民間				m	トン					
れた魔薬物	1 12				_		搬出先2	公共 民間					トン		トン			
その他の分別	tà:						搬出先1	公共 民間		-1111			l'>					
れた廃棄物					-		撤出先2	公共 民間				******	F2		100			
第一種							搬出先1	公共民間		-++++			神山ma	Labelle . 3				
建設発生	-		地山m <sup>3</sup>	地山m³	-		搬出先2!	公共 民間					地山m <sup>3</sup>	神山で	#hillim <sup>3</sup>			
第二種			eduum :	muse			搬出先1!	公共 民間	at the same of	-++++			地山内	地山m <sup>3</sup>	- πέμιm	-		
建設発生			地山m <sup>3</sup>	#BILLIm <sup>3</sup>	-		搬出先2	公共民間					海山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>2</sup>			
第三章			*guim	18IIIII			搬出先1	公共 民間		-HHHH			地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	- Millim			
建設発生			地山m <sup>3</sup>	#éШm³			搬出先2	公共 民間					Hellin,	地山/m <sup>3</sup>	Abrile 3			
第四月			AGLLIAN	-PSHIM			搬出先1	公共 民間		-++++	1111		海田心。	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	-		
建設発生	- 2		#billim <sup>2</sup>	地山m³	_		搬出先2	公共民間					地山m <sup>3</sup>	地山かっ	divide 3			
浚渫土以:			+SIUm	-eum			搬出先1	公共 民間					神川m <sub>2</sub>	-	地山m³	-		
の泥土			地山m <sup>3</sup>	抽出m³	-		搬出先2	公共民間						地山州	1670			
浚淫土	ASSESSED		-Emm	иещm			搬出先1	公共 民間		<del>-          </del>			Mulim <sup>3</sup>	Jbillim <sup>3</sup>	thtilm2			
(建設汚泥を			46.11. 3	Marta 3			搬出先2!	公共 民間 公共 民間					地山かっ	地山か	20.50			
-0	** 地山m³		地山m³	地山m³			TRILLIFEZ :	: 公共 医圆:				m:	ibilim <sup>3</sup>	地山m <sup>2</sup>	地山m <sup>3</sup>			
合 計	#bilim <sup>3</sup>		Hbilim³	₩Um³								11	#hllm3	地山m <sup>3</sup>	سلاھئے مسلاھ			

1.路盤材 3.埋戻し材 2.裹込材 4.その他

EED) \*一般廃棄物は記入しないでください。 \*土壌汚染対策法に基づき処理する土壌は記入しないでください。

--ド\*11 1.焼却 3.天日乾燥 4.その他

コード\*12 施工条件について

8上条件について (発注時に指定されたもの) (発注時に指定されたもの) 2日指定処分(もしくは準指定処分) (発注時には指定されていないが、 発注後に設計変更し指定処分とされたもの) 3.自由処分

8.廃棄物最終処分場(海面処分場) 2.他の工事現場 3.広域認定制度による処理 9.廃棄物最終処分場(内陸処分場)

4.中間処理施設(アスファルト合材プラント) 5.中間処理施設(合材プラント以外の再処理施設)

6.中間処理施設(サーマルリサイクル) 7.中間処理施設(単純焼却)

2.他の工事現場(内陸) 3.他の工事現場(海面) ただし、廃棄物最終処分場を除く

4.土質改良プラント 5.工事予定地・仮置場・ストックヤート (再利用の目的がある場合)

6工事予定地・仮置場・ストックヤート (再利用の目的がない場合) 7.採石場・砂利採取跡地等復旧事業 B廃棄物最終処分場(覆土としての受入) 9.廃棄物最終処分場(覆土以外の受入) 10.土捨場・残土処分場

# 排出ガス対策型建設機械の表示(ラベル)、オフロード法\*の表示(ラベル)

※特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成17年法律第51号)

### 一般工事用機械

「一般工事用機械」の枠内の表示(ラベル)が貼られた建設機械は、土木工事共通仕様書等に規定される排出ガス 対策型建設機械として、直轄工事での使用が可能です。

(参考) ナンバーを取得している特殊車両であって、平成15年の排出ガス規制(第2次基準と同等)に適合した特 殊車両には、自動車検査証の型式欄に2桁の識別番号(SA-,SB-,SC-,SD-)が記載されています。平成18年 以降の排出ガス規制(第3次基準、オフロード法2006基準、2011年、2014基準と同等)に適合した特殊車 両には、自動車検査証の型式欄に3桁の識別記号が記載されています。

http://www.mlit.go.jp/common/001025551.pdf

### 般工事用機械





第1次基準値 表示(ラベル)





第2次基準値 表示(ラベル)













オフロード法 2011年基準適合表示(ラベル)、少数特例表示(ラベル)





オフロード法 2014年基準適合表示(ラベル)、少数特例表示(ラベル)

トンネル工事用機械





トンネル工事用機械

「トンネル工事用機械」の枠内の表示(ラベル)が貼られた建 設機械は、土木工事共通仕様書等に規定されるトンネル工事用 排出ガス対策型建設機械として使用が可能です。

(参考) ナンバーを取得している特殊車両であって、平成23 年以降の排出ガス規制(オフロード法2011年、2014 基準と同等)に適合した特殊車両(自動車検査証の型 式欄に3桁の識別記号があり、最初の記号が「U」、 「W」、「X」又は「Y」であるもの。) は上記と同 等の排ガス性能を有します。

http://www.mlit.go.jp/common/001025551.pdf





オフロード法 2006年基準適合表示(ラベル)、少数特例表示(ラベル)



2014.1.29版

廃棄物処理法施行令・施行規則の改正に伴い、

### 平成17年4月から

### 「産業廃棄物収集運搬車に表示および書面備え付け」

が義務付けされます。

一部の悪質な事業者による産業廃棄物の不法投棄が多発する中、運搬車に対する取締りを強化することが大きな課題となっています。そのため、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」が改正され、走行中の運搬車が産業廃棄物を運搬していることを明確にし、また、適正な運搬を行っているかどうかを確認することが出来るように、産業廃棄物の収集運搬車に係る表示及び書面備え付けをすることが、平成17年4月1日から義務つけられることとなりました。

産業廃棄物収集運搬業の許可業者の方はもちろん、自己で運搬される方も、以下のような表示及 び<u>書面備え付けが必要となります</u>ので、この新しいルールを守り、産業廃棄物の適正な収集運搬に努め ていただきますようお願いいたします。

### 【産業廃棄物運搬車に必要な表示内容】

運搬車を用いて産業廃棄物の収集及び運搬を行う場合には、以下の事項を車体の両側面に見やすいように表示しておくことが必要です。

### (許可業者の場合)

- ・産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨
- ・許可業者の氏名又は名称
- ・統一許可番号(下6けた)

### (自己運搬の場合)

- ・産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨
- ・事業者の氏名又は名称

### (市町村・都道府県の場合)

- ・産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨
- ・市町村又は都道府県の名称
- \*表示例を裏面に記載していますので、参考にしてください。

### 【備え付ける書面の内容】

運搬車を用いて産業廃棄物の収集及び運搬を行う場合には、当該運搬車に次の書面を備え付けておくことが必要です。

### (許可業者の場合)

- ・産業廃棄物収集運搬業の許可証の写し
- ・産業廃棄物管理票(マニフェスト)(なお、電子マニフェストを使用する場合は、電子マニフェスト加入証の写し及び運搬する産業廃棄物の種類・量等を記載した書面又はこれらの電子情報とその情報を表示できる機器)

### (自己運搬の場合)

・「氏名又は名称及び住所」、「運搬する産業廃棄物の種類及び量」、「運搬する産業廃棄物の積載日並びに積載した事業場の名称、所在地及び連絡先」、「運搬先の事業場の名称、 所在地及び連絡先」を記載した書面

### (市町村・都道府県の場合)

・事務として行う産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車であることを証する書面

# 産業廃棄物収集運搬車の表示例

# 表示上の注意点

- 車両の両側面に鮮明に表示表示例はマグネット式を想定しています。この内容が含まれていれば表示場所、材質(糊付けステッカー、ボディペイント)等は特に制限がありません。

5cm

○○産業 株式会社 3cm≜

23456 3cm 以上

識別しやすい色の数字

統一許可番号(下6けた)

\*許可業者の場合に必要

ののポイント以上の大部 より数字※ JIS Z 8305で規定みれている大きひ 1ポイソト=0.3514mm 140ポイント \*\* 4 9cm 90ポイント \*\* 3.2cm 

産業廃棄物の収集又は運搬 の用に供する運搬車である 旨の表記 ・ 識別しやすい色の文字・ 140ポイント以上の大 まなの女学(※)

事業者の氏名又は名称・ ・観別しやすい色の文字・90ポイント以上の 大きさの文字※) 注)「氏名又は名称」は、許 可業者は、許可能記載 のもを記入する。

滋賀県循環社会推進課廃棄物対策室 077-528-3474 問合せ先

0748-22-7758 0749-27-2255 0748-63-6134 077-567-5444 南部環境事務所 甲賀環境事務所 東近江環境事務所 湖東環境事務所 湖北環境事務所 湖北環境事務所

0749-65-6650 0740-22-6066

くその他注意事項> ①「運搬車」とは、道路運送車両法に規定する自 動車で、道路以外にお いてのみ用いられるも のは含まれません。

荷台側面等)ですが、鮮 明かつ見やすいように 表示しなければなりません。 ②表示位置は任意(ドア

下地や背景色と同系色 ③「見やすいように」とは 常識的判断によります は好ましくありません。

についても同様の扱い 4特別管理産業廃棄物 とします。

### 様式第4号(第十条関係)

### 低騒音型建設機械の標識



- 備考1. 色彩は地を青色、文字を黄色、 その他の部分を白色とする。
  - 2. 外円の直径は80mm以上とする。 2. 外円の直径は80mm以上とする。

### 様式第6号(第十条関係)

### 低振動型建設機械の標識



- 備考1. 色彩は地を緑色、文字を黄色、 その他の部分を白色とする。

### 様式第5号(第十条関係)

### 超低騒音型建設機械の標識



- 備考1. 色彩は地を青色、文字を黄色、 その他の部分を白色とする。
  - 2. 外円の直径は80mm以上とする。

# 不 当 介 入[ 不当要求]事 案 通 報 書

滋賀県米原警察署長 様 湖北地域消防組合管理者 様

通報者)	

					*		滋賀	県		警察署	昬
					取扱署等	Ē.					果
		(本社)					電話	(	)	_	
	所在地						FAX	(	)	_	
		(現場事務所	)				電話	(	)	_	
							FAX	(	)	_	
	名 称										
請負者	代表者	(現場事務所	の代表者	7)							
		(通報者の職	・氏名)								
							電話	(	)	_	
	通報者	(対応者)									
	等	所属会社	名				電話	(	)	_	
		氏 名									
	D ===	役 職						,			
	住所						電話		)	_	
不当介入の	武良						FAX	(	)	_	
行為者	所属 役職										
	氏名										
	令和	年 月	日	時	分頃						
発生日時		下請〕(下請の	•	-		<b>地</b> )	電話	(	)	_	
・場所	() 2417	1 8145 (1 814 )	, a	, , , , ,	3/21 - /21 ==	_,	FAX	(	)	_	
工事件名											
不当介入の											
内容•被害											
の状況											
警察への	(警察へ	の通報)	有 •	無							
音祭への通報の状況	(通報先	:警察署)	滋賀県		警察署			課			
	(通 報	日 時)	令和	年	月	日	時	:	分頃	Į	

- 注1 第一報は、この様式に必要事項を記入したうえ、米原警察署刑事課あて電話で行った後、 その旨を 「警察への通報状況」の欄に記入して発注者及び米原警察署あて送付(電子 メール・FAX可)すること。
  - 2 不当介入の行為者の名刺、提示物等の参考資料がある場合は、その写しを添付すること。
  - 3 下請負先(再委託先)において発生した場合であっても、必ず元請負人(発注者)が聞 取り調査をして記入し、通報すること。
  - 4 ※の欄は、警察署において記入すること。

### 誓 約 書

(あて先)

湖北地域消防組合管理者

住所:	
商号または名称:	
代表者 職·氏名:	印

以下に掲げるすべての項目について、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 次のいずれかに該当する者ではありません。
  - (ア) 役員等(下請負人が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員をいい、支店・営業所等の場合にはその代表者を含む。以下、「役員等」という。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下、「暴力団員」という。)であると認められる者
  - (イ) 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下、「暴力団」という。) または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
  - (ウ) 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもつて、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められる者
  - (I) 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的または積極的に暴力団の維持または運営に協力し、または関与していると認められる者
  - (オ) 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- 2 湖北地域消防組合から役職員名簿の提出を求められた場合には速やかに提出するとともに、本誓約書および役職員名簿を米原警察署に提供することに同意します。
- 3 下請負人等を使用する場合において、湖北地域消防組合から下請負人等の誓約書および役職員名簿の提出を求められた場合には、速やかに下請負人等から誓約書および役職員名簿を 徴し、元請負人を通じて湖北地域消防組合に提出します。